

## 《埼玉県・市町村生活再建支援金の概要》

( ) は単数世帯 ※1

1 支給対象世帯	2 支援金			
	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法 ※2	支給額	
(1) 第2条第2号アに該当する全壊世帯	100万円 (75万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
		賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
(4) 第2条第2号エに該当する大規模半壊世帯	50万円 (37.5万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
		賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
(5) 第2条第2号オに該当する中規模半壊世帯	—	建築・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
		賃借	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)

※1 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。

※2 住宅の再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

## 《埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要》

( ) は単数世帯

1 支給対象世帯	2 半壊特別給付金	
第2条第2号カに該当する半壊世帯	補修	50万円(37.5万円)
	賃借	25万円(18.75万円)

## 《埼玉県・市町村家賃給付金の概要》

1 支給対象世帯	2 給付金	
	支給額	支給期間
特別な理由(第3条第2項)により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯(第3条第2項)	入居する民間賃貸住宅の賃借料(敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。)相当額で、月額6万円(5人以上世帯では9万円)を上限	民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長12月